

第17回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会

日時：令和5年（2023年）10月11日（水）午後2時～午後4時

場所：国立療養所菊池恵楓園 やすらぎ会館Bホール

出席者：※敬称略

| | |
|---------|---|
| 委員／内田博文 | 九州大学名誉教授 |
| 小野友道 | くまもと南部広域病院理事長（皮膚科） 熊本大学名誉教授 |
| 遠藤隆久 | 熊本学園大学名誉教授 ハンセン病市民学会共同代表 |
| 太田 明 | 菊池恵楓園入所者自治会副会長 （志村 康 菊池恵楓園入所者自治会会長 代理） |
| 紫藤千子 | 一般社団法人熊本県社会福祉士会 社会福祉士 |
| 境 恵祐 | 国立療養所菊池恵楓園園長 |
| 大濱賢彦 | 熊本地方法務局人権擁護課長 |
| 柳田壽昭 | 熊本県教育庁市町村教育局人権同和教育課長 |
| 小夏 香 | 熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課長 |

※中 修一委員（国立療養所菊池恵楓園退所者 ひまわりの会会長）は所用により欠席

| | |
|----------|---|
| 事務局／砥上若菜 | 熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 課長補佐 |
| 柴田佳与子 | 熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 主幹（総務・特定疾病担当） |
| 植田美奈希 | 熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 総務・特定疾病班 主事 |
| 岡本恵梨香 | 熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 総務・特定疾病班 主事 |
| 坂口恵子 | 熊本県教育庁市町村教育局人権同和教育課 指導主事 |
| 那須 豊 | 熊本県環境生活部県民生活局人権同和政策課 主幹（啓発担当） |
| 西 章男 | 熊本県ハンセン病問題相談・支援センター「りんどう」 副センター長・相談員 |

【次第】

- 1 開会
- 2 熊本県健康づくり推進課長あいさつ
- 3 議題
 - (1) 令和4年度（2022年度）の下半期実績報告及び令和5年度（2023年度）上半期事業経過報告、下半期事業計画について
 - (2) その他

【1 開会】

（事務局）

ただいまから「第17回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会」を開催いたします。開会にあたりまして、熊本県健康づくり推進課長 小夏がご挨拶いたします。

（小夏課長）

皆様、こんにちは。健康づくり推進課長の小夏でございます。本日はお忙しい中に、「熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会」にご出席いただきまして、ありがとうございます。今回も対面での開催とさせていただきにあたりましては、会場の準備など自治会をはじめ、菊池恵楓園の皆様には大変お世話になりまして、ありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から県が実施しております、「ハンセン病問題啓発事業」にご協力、ご支援いただきまして、改めて感謝を申し上げます。

さて、本日の委員会では、本年3月開催の前回委員会で未報告でございました令和4年度末の実績報告と、令和5年度の啓発事業の取組み状況についてご報告をさせていただきます。今年度の取組みにつきましては、前回皆様からいただきましたご意見をできるだけ反映した形で企画をしておりますが、今後に向けまして、さらに良い啓発事業となるよう、皆様からの忌憚のないご意見をいただければと思っております。

今年度は、ハンセン病元患者家族補償金支給の請求期限まで残り1年を切る年となっております。対象となるご家族の方へ制度周知がいき届きますよう、りんどう相談支援センターでの啓発活動にも力を入れていきたいと思っております。こちらにつきましても、ご助言をいただければ幸いです。

それでは、限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局）

これから議題に入らせていただきますが、その前に、各委員のご紹介につきましては、お配りしております委員一覧に代えさせていただきます。なお、中委員におかれましては、所用により本日はご欠席となっております。また、本日は志村委員の代理として菊池恵楓園入所者自治会副会長の太田氏にご出席いただいております。ここからは、委員会の議長は委員長に務めていただくことになっておりますので、進行を内田委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

（内田委員長）

進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入らせていただきます。まず「議題（1）令和4年度の下半期実績報告及び令和5年度上期事業経過報告、下半期事業計画」でございます。本年度、熊本県が実施するハンセン病問題啓発事業について、事務局、また、りんどう相談支援センターの活動内容についても併せてご報告をお願いしたいと存じます。一通りご説明いただいた後、皆様方からのご意見、ご質問をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

（事務局（健康づくり推進課））

お手元の資料1で説明させていただきます。令和4年度の実績報告につきましては、3月の会議時点で報告済のものについては省略させていただきますので、主に今年度の事業実施状況について説明させていただきます。

まず、1ページでございます。「ハンセン病問題啓発パネル展」ですが、例年6月22日の「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」にあわせまして、ハンセン病問題啓発パネル展を実施しております。

本年度につきましては、県庁ロビー、県庁地下通路、県民交流館パレアにて展示をいたしました。例年の展示と併せて、菊池恵楓園入所者である杉野かほる氏の詩を今年度展示したところ、多くの方が立ち止まって熱心に鑑賞されていました。

アンケートでは、「ハンセン病の患者さんや治癒された方、家族の方々に対する偏見や差別意識があると感じるか」という問いに対し、「わからない」と回答した方が一定数いたので、ハンセン病問題について県民が知る契機となるような啓発がより必要であると感じました。

また2ページに記載しています「菊池恵楓園絵画展・絵画パネル展」につきましては、県立図書館、県庁ロビー、県民交流館パレアにて展示を行いました。絵画パネルの展示のみを各地で実施することは難しいので、当課で実施する他の啓発事業と併せての展示や、市町村が実施するハンセン病啓発事業と併せた展示ができるようにしていきたいと思っております。

3ページの「ふれあい福祉協会補助事業活用事業」についてです。こちらは、広く県民にハンセン病問題について知っていただく取組みとして金陽会の作品展を県内各地で実施する取組みを昨年度から実施しています。今年は宇城市の不知火美術館にて57点の金陽会絵画作品を展示し、累計1,221名の方が来場しました。不知火美術館は図書館とつながっており、子どもと一緒に図書館に来たついでに来館したという方もいらっしゃいました。

来館者からは、「ハンセン病という名前を知っていたが、偏見を受けていたことは知らなかった。」、「作品から家族と離れて暮らす辛さや、故郷を想う気持ちが伝わってきた。」等、金陽会やハンセン病についてあまり知らない方も作品を通じて、ハンセン病問題について考えていただくきっかけとなりました。ハンセン病について詳しく知る機会が普段あまりない方が、絵画をきっかけにハンセン病について知っていただけるよう、今後も事業を検討していきたいと考えています。

4ページの「菊池恵楓園で学ぶ旅」につきましては、7月に小学校高学年・中学生を中心とした親子コース、8月に一般コースを実施し、歴史資料館の見学と併せて、入所者自治会による講話や園内見学を行いました。参加者の声にあるように、資料館やリーフレット等でハンセン病問題について学んだ後、当事者の話や隔離の壁等の実物を見ることでより理解が深まったように感じました。次年度につきましては、より大人数の参加者の受け入れや、園内見学の際のボランティアガイドの活用等ができるよう恵楓園と協議していければと考えています。

5ページの「ハンセン病啓発県職員出前講座」につきましては、4月に各所へ通知及び県ホームページへの掲載を実施し、各機関や学校からの要望に応じて実施をしていますが、現在申込みがない状態なので、下期に市町村、市町村教育委員会等へ再度周知を図っていききたいと思っております。

ハンセン病問題啓発リーフレットの作成につきましては、例年、リーフレット「ハンセン病を正しく理解しましょう」を作成しており、県内の高校1年生や市町村、市町村教育委員会に配付しております。今年度につきましても内容改訂等について検討し、3月下旬までに各所に配付する予定です。委員の方から内容改訂等についてご意見がある際はご教示いただければと思いますので、また後日意見書様式については送付、ご依頼させていただきます。よろしくお願いたします。

6 ページの「熊本県新規採用職員研修での講話」につきましては、今年度入庁した新規採用職員に対し、ハンセン病問題について理解を深めていただくため、また、県職員として最初に学ぶべき事項として新規採用職員研修の前期研修において講話を実施しました。

その他、県職員を対象とした特定課題研修として「ハンセン病問題」を提示し、各職員が研修を受講しております。また、民生委員の研修会テーマにも追加させていただきました。一般向けの啓発だけでなく、職員への啓発も実施しているところです。

7 ページからは「熊本県ハンセン病回復者・家族支援事業」です。こちらはりんどう相談支援センターの事業となります。令和5年度の事業実施内容につきましては下記のとおりで、詳細は後ほどセンターから説明をいただきますが、相談件数、研修会について当課から説明させていただきます。

8 ページをご覧ください。令和4年度の個別相談件数は138件、うち家族補償関係は99件、実利用者数は277名、うち家族・回復者関係が81名となっております。令和5年度8月末時点の個別相談件数は29件、うち家族補償関係は16件、実利用者数は31名、うち家族・回復者関係が18名となっております。

補足させていただきます。昨年度から相談件数として相手方から個々で相談があった個別相談件数をお伝えしていますが、センター内では下記のように相談件数を分類しております。家族補償金関係等につきましては、相手方からの相談後、センターから関係各所へつなぐことも多く、それらの数については個別相談連携として数値をあげています。啓発についても同様です。当課とセンターで数値の整理について認識が曖昧となっていたため、今回別添のように全体を示させていただきました。

センターの相談事業の柱としましては、ハンセン病問題や家族補償金に関する相談だと考えていますので、個別相談件数及び全体実利用者数やうち家族・回復者がどれほど相談を行っているかについて注視させていただきます。家族補償金の申請期限まで残り1年を切ろうとしていますが、昨年度と比較しても相談件数は減少しているところです。家族補償金の対象となる方が「知らなかった」ということがないよう、市町村広報紙への再度の掲載依頼や庁内でのポスター掲示等できることは行っていきたいと考えております。是非、再度の周知活動として、このようなことをした方が良いのでは等のご意見をいただければと思います。

9 ページをお願いします。「令和5年度熊本県ハンセン病問題啓発研修会」についてです。こちらは、家族補償金申請期限を前に、「ハンセン病と家族」をテーマに一般研修会を11月25日に熊本テルサにて実施します。内容は、大きく2部制としており、第1部では、入所者が家族を想っていた視点として、菊池恵楓園入所者が作成した詩・短歌を解説やハンセン病の背景を交えて熊本県立熊本高等学校の放送部の生徒に朗読していただきます。また、第2部では、残された家族が療養所へ入所した家族を想っていた視点として、ハンセン病家族訴訟原告団副団長 黄氏による講演会を実施します。現地参加・オンライ

ン参加双方での実施で、参加者を募集しているところですので、是非周知いただければと思います。

「熊本県ハンセン病医療・福祉研修会」についてですが、こちらは1月下旬に菊池恵楓園で対面での実施を予定しております。詳細につきましては現在、菊池恵楓園と調整中ですが、菊池恵楓園内の施設見学や園職員の講話の実施について検討しています。例年参加者が少ないことが課題となっておりますので、広報について、特に病院関係への広報についてご相談させていただくことがあるかと思えます。その際はご助言いただければと思います。よろしく願いいたします。りんどう相談支援センターのその他の活動詳細につきましては、この後、西副センター長からご説明があります。

10ページをご覧ください。今年5月に鹿児島県鹿屋市で実施されたハンセン病市民学会に当課の小夏課長が分科会A「地域で生きるハンセン病回復者のおかれた現状と課題」にパネリストとして出席しました。当県としては、りんどう相談支援センターの紹介やセンター活動を通じて回復者及び家族への相談対応及び支援に係る取組みの現状課題について説明をさせていただきました。全体として、地域差はあるものの、回復者の現状として、病歴があることを隠して生活せざるを得ない状況が続いていることや、高齢化により適切な医療や介護を受けるための相談体制の充実が喫緊の課題となっております。各相談支援センターにおいて、各県の事例を参考にし、今後も情報提供を行うなど連携をしていきたいと思えます。

最後に、「熊本県出身の療養所入所者の方への事業」です。11ページをお願いします。

1つ目「ふるさと訪問事業」につきましては、菊池恵楓園から参加希望があり、11月28日に人吉へご案内する予定です。

2つ目の「熊本ふるさと便の送付」は、県内外のハンセン病療養所入所者の方へ熊本県の特産品をお送りするもので、昨年度同様に12月に県内療養所に熊本県産デコポンを、県外療養所には、でこぼんジュースを送付予定です。

3つ目の「県外療養所入所者の方への熊日新聞の送付」は、令和5年度につきましても今年度同様、星塚敬愛園に配付しています。

駆け足での説明になりましたが、以上でございます。

続きまして、りんどう相談支援センターから説明をさせていただきます。

(事務局(りんどう相談支援センター))

りんどう相談支援センターの相談支援の概要をご覧ください。1つ目の家族補償金申請支援です。その具体的な内容として、非入所者からのご相談でした。熊本県内で初めて、非入所者からのご相談だったのですけれども、ご自分で基本的にやられたのですが、その後のやりとりがうまくいかないということで、具体的には、相談者から依頼を受けて、足りない部分の戸籍を取得したりするようなお手伝いをさせていただきました。そのあと②にもあるのですが、その説明も含めてご子息に電話をさせていただきました。

③ですが、匿名の方からのご相談で証明書の再発行というところでの依頼です。この部分を確認すると、入所施設の療養所の方に証明書の再発行を依頼しているという話が確認できて、特にあとは自分でできるということでした。

もうひとつは、④沖縄の回復者の方からでした。給与金、現況届などの厚生労働省から届けていただく書類の中に、りんどうのチラシも入れていますので、そういう関係もあっ

て、熊本県外の方からのお問い合わせがときどきあります。そのひとつとして、沖縄の回復者の方から子どもさんの補償金という形のご相談があったのですけれども、一部の子どもさんへの補償金を申請すれば、それ以外は申請しない。それ以外の支援については大丈夫というような話でした。

この①から④までからでも分かるように、当初のりんどう相談支援センターでの家族補償金関係の相談支援は、申請を受け付けて、申請するところから本当に最後まで伴走するような形が多かったのですけれども、近年の家族補償金の申請支援というのは、ご自身が申請をする中で、一部うまくいかなかったり、ちょっと難しかったりするところを一部支援して欲しい。このような傾向にあったと認識しております。

2番目の退所者給与金に関してですけれども、この中で言うと、現況届にりんどうのチラシを同封するというので、その結果として、沖縄の方からも、ご連絡をいただいたということです。次のページお願いいたします。

3番目の啓発に関しては、西合志市中央小学校で行いました。そのときにも県作成のリーフレット、チラシを持っていきました。

4番目のその他です。厚生労働省からの問い合わせなどありました。②です。茶話会を行い、そのご家族で、啓発活動を積極的にやられている方が、熊本県作成のリーフレットとりんどう相談支援センターのチラシが欲しいということでお渡しをしました。

③は、これも沖縄の宮古の件です。実際、現況届だと思うのですけれども、それが見当たらない。ただ、耳が相当遠い方ですし、言いたいことはおっしゃってくれるのですけれども、こちらの返答が聞こえないということで、宮古を中心に支援されている元市議会議員さんにご連絡し、訪問していただいて、手続きができたということになっています。

④です。特徴的なことかと思うのですけれども、マイナンバーカードで、それで医療情報が漏れてしまうのではないかという懸念をお持ちの方がいて、病院にもかかってないしというお問い合わせが匿名であったということもご報告をさせていただきます。

⑤のその他は退所されている方の様子伺いという形で、伺わせてもらったという話です。

次のページをご覧ください。今年度の活動内容の報告と予定についてです。医療・福祉研修会、そして一般向けの研修会を予定しています。

その他に啓発活動としましては、先ほどもお話しましたが、西合志中央小学校の校内研修で、小学校5年生、6年生の児童と、教職員合わせて310名の方を対象に、お話をさせていただきました。「私たちのハンセン病問題」というテーマを演題に、これまでのハンセン病の歴史と差別をどのようにして、周りの人がするようになったのだろうということをお話をしながら、皆さんの中にある共感する心を大切にしていこうという内容でお話をさせていただきました。

今後の予定ですけれども、南小国町役場に11月14日と27日、この資料作成時には、まだ具体的な日にちが決まっていなかったのですけれども、職員向け研修の依頼を受けています。同じく南小国町役場より、12月3日、ちょうど2023年というのは、2003年の宿泊拒否事件から20年ということで、そのことについてのイベントを開催するというので、そこでもお話をさせていただく予定になっています。

その他相談業務としましては、先ほど県から報告がありましたように、かなり相談件数は減少してきています。ある意味、家族補償というところに関しては、これからもうちょっと最後の1人まで啓発する必要があると同時に、相談支援、家族補償以外の相談支援と

いうものをどう広げていくかということもしていかなければいけないと考えています。

茶話会です。5月に、熊本市内の公民館で実施をしました。そして、支援としまして、中さんのいろんな活動のお手伝いをさせていただいています。

次のページをご覧ください。先ほど少しお話しましたが、退所されている方です。ご主人が回復者で、奥様と2人で暮らしている方です。近況やこれまでの生活についてお話を伺うということで、なかなか安心して話す、人、場所というのがない。そういう意味で、ときどきお伺いしている中で、「毎回来ていただくことは、隠し事をせずに何でも話せるというところの大切さです。」ということをおっしゃっていただきました。その他については、資料をご覧ください。以上です。

(柳田委員)

資料2をご覧ください。県教育委員会の取組みについてご説明します。最初の枠囲みです。事業名「教職員のための菊池恵楓園現地研修」、令和4年度につきましては、前報告させていただきましたので省略をします。

令和5年度(2023年度)事業計画、計画となっておりますが、すでに実施済みでございます。実施日は8月17日木曜日。対象者として、今年度該当校63校から各1人ずつ参加していただきました。内容は、①菊池恵楓園歴史資料館見学です。②講話につきましては、紫藤委員にお願いをしました。③園内見学です。当初、菊池恵楓園内の施設見学を予定しておりましたが、雷雨のために変更しまして、改めて歴史資料館見学、そして班別協議、各学校、小学校、中学校、特別支援学校から参加していますので、お互いの各学校での取組みの実践交流をする、班別協議を実施しました。その下の参加者の感想からということで、本日3人の教職員の感想を聞いております。

「これまでハンセン病に関してどれだけ自分が無知だったかを思い知らされました。患者の方々の悲痛な叫びが聞こえるようでした。差別を受けた人々の気持ちがどんなものか、子どもたちに伝えていきたいと思います。」これは県内の市町村立小学校の先生の感想です。

「調査をされていく中で、想像を絶するような話が出てきていたという話が印象に残りました。病気になってしまうだけでも辛いのに、隔離され、家族と離され、さらに差別や偏見もあり、どれだけの辛さをもって今まで生きてこられたのか。その思いをきちんと考える必要があると思いました。また、熊本県に住む者として、ハンセン病をしっかりと知ることが大事だと思いましたし、生徒たちにもそのことをしっかりと伝えていきたいと思います。」これも同じく市町村立中学校の先生の感想です。

最後に、次のページをご覧ください。2ページです。『ハンセン病や恵楓園の歴史を知ることができ有意義でした。また入所者の方の音声で「どんなにつらくても死んだらいい。人生は生きていることに価値があるけんね。』には心を打たれました。」これは県立学校教諭の感想です。

続きまして、「ハンセン病回復者等の人権に関する校内研修の推進」についてです。最初の黒い四角につきましては省略をさせていただきます。その下の白い四角です。令和5年度(2023年度)事業計画です。まず①番目に、デジタル研修資料の配信です。上記のハンセン病に関する教職員向けのデジタル研修資料を本課で作成をしまして、今年度、8月末現在の視聴回数ですけれども、約12,000回の視聴があります。また、前

回の委員会で報告させていただきました地元テレビ局の映像資料を各学校で見られるようにしております。こちらの映像につきましても今、430回視聴されているところです。

②リーフレットは、県作成のリーフレットの周知です。

③厚生労働省作成の資料、また啓発動画の周知を行っています。

④市町村教育委員会主催研修及び県立学校の校内研修への指導主事派遣による支援。各市町村で行われます教職員対象の研修会、また、各県立学校で行われます校内研修に本課の職員を派遣しまして、ハンセン病をめぐる人権、水俣病をめぐる人権、部落差別、同和問題そういった個々の人権課題等について、教職員の基本的認識を深めるために、支援を行っています。

⑤熊本県人権子ども集会実践報告校として、合志市立合志楓の森小学校・合志市立合志楓の森中学校が今年度発表します。この発表期間は、10月24日火曜日から来年の1月31日水曜日まで3か月間、インターネットオンデマンドで配信をいたします。今年度、合志市立合志楓の森小学校・合志市立合志楓の森中学校が開校して3年目ということで、菊池恵楓園さんとの交流活動を熱心に行っています。是非、この取組みを県下全ての学校で視聴していただくために、ビデオを作りました。これは後で皆様方にもビデオを説明の最後にお見せします。

続いて3ページをご覧ください。枠囲みで取組み「学校教育及び社会教育における人権教育に関する研修会」についてです。最初の黒い四角については省略をさせていただきます。下の白い四角をご覧ください。

令和5年度（2023年度）事業計画です。今年度様々な教職員研修を実施して参りました。①校長対象研修。これも熊本市を除く県内全ての学校の校長を呼びまして、人権に関する基本的認識を深めるための研修を実施しました。来年度、令和6年度の校長対象の研修についてですが、現在予定しておりますのは、広島県にあります盈進中学校・盈進高等学校の延校長先生を講師にお呼びしまして、校長先生方をはじめ、県内の教職員の認識を高めるように行っていきたいと考えております。以前、別の会議で太田副会長様から、こちらのハンセン病市民学会が作成している本の紹介をいただきました。この中でも、延校長先生が執筆もされていらっしゃる。校長先生としていろんな取組み、また教諭時にもいろんな取組みをされています。そういったところを県内の校長先生方にしっかりとお話をさせていただければと考えているところです。

続きまして②教職員研修です。様々な職員、県内の副校長、教頭、新任教頭、事務長、人権教育主任を対象に、行政説明の中で、ハンセン病に関する人権問題について触れております。また、経験者研修、初任、5年、10年、事務職員で言いますと、初任、4年目、7年目、このような研修でも説明をしているところです。3つ目ですが、玉名管内の教頭を集めました研修会では、フォーラムで、これも紫藤委員にご講話をいただきました。「人権教育フォーラム」を県内10箇所で行っております。このフォーラムにおきまして、先ほど、11月25日のチラシの紹介がありましたが、このチラシを全ての学校に配布をしまして周知を図っているところです。

最後に③番ですが、社会教育関係者の研修としまして、県教育委員会では、県内の市町村行政担当者、教育委員会の社会教育主事、青少年教育施設職員、これは少年の家などの施設職員です。また、地域人権教育指導員を対象に研修会を行っています。その中でも行政説明や挨拶の中で、ハンセン病に関する人権問題について触れているところです。

今年度の取組みについての説明は以上でございます。

それでは、先ほど2ページのところで説明をしました、今年度本課が作成しました「熊本県人権子ども集会」での合志市立合志楓の森小学校、合志市立合志楓の森中学校の取組みをご紹介します。

<取組み紹介ビデオ 6分間>

合志市立合志楓の森小学校、中学校の発表ビデオが、全部で13分間あります。金陽会の絵画クラブの取組みも、ここで紹介をしているところです。小学校、中学校が開校して今年度3年目になります。大事にした一つのこととして、楓の森中学校を卒業した高校生が出てきました。中学校だけの学びに終わらせない。しっかり中学校卒業後も高校生になった今、自分がどういうふうに行動すべきなのか。どういうことを中学校で学んでそれをこれから実践していくのか。そういったところも大事にしながら高校生にも登場をしてもらったものでございます。

今、見ていただきましたビデオにつきましては、まだ公開前です。これは、10月24日から約3か月間公開するのですが、本日は皆様方にご覧いただくということで、まだ編集前ではございますが、ご覧をいただいたところです。以上です。

(事務局(人権同和政策課))

お手元の資料、資料3をご覧くださいと思います。まず、事業名「人権啓発Web講座」についてご説明します。この事業は、県の「人権教育啓発基本計画」に重要課題として位置付けている人権課題をテーマとして、各分野における講師の先生による講演の動画をオンライン配信するもので、現在19講座ございます。この事業ですが、個別で研修を受講できる。それこそいつでもどこでも受講できる利便性のよさが理由と思われるのですが、非常に多くの方に利用いただいております。「ハンセン病回復者として伝えたいこと」というテーマで中先生、また、「新型コロナウイルス感染症と人権」、「ハンセン病問題から学び、未来に向けて私たちが目指すこと」というテーマで、小野先生にそれぞれ講演いただいた講座も配信しております。令和4年度の実績ですけれども、全ての講座視聴回数は7,593回。非常に多くの方に視聴いただいております。このうち、ハンセン病問題関連についても、1,357回視聴されております。令和5年度も引き続き好調で、資料には9月9日時点の実績を載せているのですが、直近9月末の時点では、全講座で3,829回、うちハンセン病問題関連では226回視聴されています。

先月、当課主催で、企業や団体、約500社を対象にした人権研修会を実施したのですが、その場でも社内研修等でWeb講座の活用を呼びかけておりまして、さらに、年度後半に視聴者が増えると思われま。

資料をおめくりいただきますでしょうか。事業名「研修支援(登録講師派遣)事業」についてご説明します。この事業も、県の人権啓発の基本計画の重要課題について、各分野の先生に県の講師として登録していただいて、企業や団体、あるいは学校等での人権研修で講演していただく制度です。この事業についても、中先生、小野先生、資料には掲載してないのですが、高齢者の人権関連で、紫藤先生にも講師をお引き受けいただいております。令和4年度の実績は報告済みですので省略させていただきます。令和5年度の事業実

績は、9月9日時点の実績を掲載しているのですが、9月末時点では、これまでの実績と今後の予定、いわゆる予約が入っているものも含めて、全ての講座ですでに計68回、受講者数9,646人となっております。非常に受講者数が多いです。このペースでいくと、恐らく今年度で、10,000人を超える予想でございます。このうち、ハンセン病問題関連につきましても、1,726人がすでに受講したか、あるいは年度内に受講する予定でございます。

この受講者の感想ですけれども、ほんの1例だけ挙げさせていただきます。例えば、小野先生の講演では、「医学の専門的知見からハンセン病の原因、偏見や差別が起こる要因、回復者や家族の痛みなど、分かりやすく講演していただいて、理解を深めることができた。」というご意見、中先生へのご意見は、生徒さんの意見だと思うのですが、「誰もが生きやすい社会をみんなで作らないといけないという中先生の言葉を聞いて、何となく他人事のように毎日を過ごすのではなくて、その人の気持ちになって考えて行動をすることが大事と思った。」というような意見をいただいております。

最後に、次のページをご覧くださいませでしょうか。人権啓発パネル展についてです。これは昨年度、合計3回開催しました。今年度も今後の予定含め、計5回開催予定であります。県民の皆さんに、様々な人権課題について学ぶ機会としていただければと思っております。今後も先生方や関係者の皆様のお力添えをいただきながら、人権に関する啓発を進めて参りたいと思っております。人権同和政策課からは以上でございます。

(内田委員長)

ありがとうございました。まず県のそれぞれ活動などにつきまして、委員の皆さま方から、ご意見あるいはご質問等、頂戴できればと思います。

(遠藤委員)

例年報告していただいていることなので、今更と思うかもしれませんが、資料11ページのふるさと訪問事業に記載されている、人吉方面の日帰りの里帰り事業は、希望者は何人ぐらいいらっしゃいますか。

(事務局(健康づくり推進課))

今、菊池恵楓園の福祉課を窓口調整をさせていただいております。希望の人数を調整中でございます。恐らく10名程度になられるかなと思っております。まだ確定はしておりません。

(遠藤委員)

そのあとのデコポンなどを県内と県外に送られている事業は、だいたい今、どれぐらいの人数の方にお配りになっておりますか。数字で示して頂けると入所者の方たちの数が少なくなっていることと合わせて現状を正確に知ることが私たちもできますので。

(事務局(健康づくり推進課))

デコポンは去年が50名弱です。46、7名の菊池恵楓園の熊本県出身の方にお送りしています。県外療養所のでこぼんジュースについては、合計でこちらが、10名弱ぐらい

の方にお渡しをしています。

(遠藤委員)

ありがとうございました。他には人権同和教育課の資料2の2ページで、デジタル研修資料の配信は、僕自身はとても多い数だと思うのですが、12, 636回というのは、評価としては多いということですか。

(事務局(人権同和教育課))

こちらは累計でございまして、多いと安心しているわけではありません。デジタル研修資料を研修会等で示しておいて、活用していただくように申し上げているところです。

(遠藤委員)

有り難うございました。

(小野委員)

私、情報もなくして変な質問かもしれませんが、りんどう相談支援センターの相談の中に、「マイナンバーを作るとまずいのですか。」という質問があります。恵楓園入所者の方は、マイナンバーを申請されないのですか。もしされたとしたら、合志市役所から出張で作ってくれるようなことはあったのでしょうか。

(境委員)

カードの申請自体は、されてはいいですね。マイナンバーカードの制度としましては、まず国民にマイナンバーが割り振られておまして、利便性を高めたカードを申請するかどうかということが、任意のところだと思っております。カード自体があってもあまり利益にならないですかね。ですから、入所者の方は、カードの申請はされていないと思います。

(小野委員)

マイナンバーカードは、あまり役に立たないという理解でよろしいですね。

(太田委員代理)

健康保険証があるからですね。

(小野委員)

ありがとうございました。宿泊拒否事件から20年というお話がありました。県、自治会で何か考えていることがあれば教えていただきたいです。

(小夏委員)

本年度が20年にあたるということでの、それに向けてのイベント等は、特段用意はいたしておりません。本年度もたくさんの県民の方に周知ができるようなということで、熊本テルサで行います県民向けのフォーラム等、そういった形で対応をさせていただいてお

ります。

(太田委員代理)

ありがとうございます。マスコミからの取材依頼も来ていました。20年ということで、私が取材を受けました。

(内田委員長)

ほかにご質問、ご意見はございますか。

(太田委員代理)

金陽会の作品展につきましては、引き続き、県内各地で開催していただきたいと思っています。

それから、隣接する合志市立合志楓の森中学校との関係につきましては、これからさらに、関係を強化していきたいと考えております。

自治会としても様々な活動をやっているわけですが、現在、園内ガイドブックを作成中であります。自治会のしおりを新たに作成いたしました。それから恵楓園のバーチャルガイドVR見学を実施しております、結構見ていただいております。

講話映像の作成は、志村、太田、杉野が作成しております。

現在は、歴史資料館の土・日の開館を実施いたしております。現在、1周年記念の企画展「私のそばにあった宝物展」が大変好評いただいております。熊日さんの方で今まで3回、4回目も今、取材中であります。大変、好評な記事になっております。

それから、厚生労働省とは、恵楓園の歴史的建造物等の13件の公式認定の申請を現在、難病対策課に上げております。こういった歴史的建造物等のことについても今後、我々の啓発のひとつの大きな核として、具体的に園内ガイドブックの中で詳しく掲載しております。ガイドブックを編集中で、今年いっぱいには、新たな園内ガイドブックとして発行したいと思っております。

(境委員)

家族補償の申請についてなのですが、ちょっと不勉強なのですが、これは、通知はどのようにされているのでしょうか。例えば新聞広告を打つ、テレビ広告を出す、インターネット広告を出す等されているのでしょうか。それとも、何か別の方法があるのかちょっとお伺いしたいです。

(事務局(健康づくり推進課))

令和2年に補償金ができるときには、厚生労働省の方で、かなりテレビや等新聞等も含めて広報がなされていたかなと思います。今年に入りましてからも厚生労働省の方からポスター、新聞等への掲載時の広告のデザインが送付され、県の方にも周知依頼がありました。県はそれを各市町村の広報紙へ掲載をしていただくように依頼をかけております。

(境委員)

あと1年が期限ということでしたけれども、りんどう相談支援センターの4番の沖縄の

方の例を見ると、知ってはいたけれども、お金に困ったから申請した。何かそのとき申請しないで、その人の環境で申請しているのは、要旨が違うとは思いますが、届いてはいるけれども、本人たちが申請することをためらっているという状況が見えたものですから。ここを進めるにはどうしたらいいのかなと、ちょっと悩んでおります。広告されているのであれば、あとは皆さんが個別に判断されるのだろうと思います。

(紫藤委員)

今の先生のご意見に併せてですけれども、最後の1年ということなので、なかなかりんどう相談支援センターにも相談が上がってこないという状況があります。例えば、重点的にポスターや通知にプラスをして、りんどう相談支援センターが、いろいろコーディネーターをする。例えばひとつの町で1回、出前講座を開催したり、そこには対象者も、その町でコーディネートしていただく。講座の中に、必ず家族補償のことを地域の中に伝えるというようなことを取り組めればいいのかと思います。

(遠藤委員)

りんどう相談支援センターの相談支援の概要で、西さんから現況届にりんどう相談支援センターのチラシを入れて、それで沖縄等で引かかったとのご報告を頂き、ここに書いてあることを見ていると、件数は少なくとも一生懸命頑張っている姿が見えて心強いと感じました。

厚労省に問い合わせをされた方の人数が2,000人ぐらいいらっしゃるということですよね。家族原告になられた方たちの他にこれだけの問い合わせがあり申請に結びついているのはその一部にすぎませんが、さらにその外側に実際に病歴者の家族の方で問い合わせをしない方が20,000人ぐらいいらっしゃると言われています。2,000人の方たちが問い合わせをしても、実際に何かをしようと思っても動けない。問い合わせもしない家族の人たち、問い合わせをしようとした2,000人。この2,000人が、実際に動いているかという動いていない。ここに家族の方たちの置かれている現状の厳しさがあると思うのです。金額が少ないというのかもしれないですけれども、補償金をもらうためにどれだけのリスクを抱えるか。リスクと申請をする利益との間のアンバランスも、必ずしも申請しようという動機になっていないのではないかという問題もあるように思います。

じつは、りんどう相談支援センターさんだけではないのですけれども、これは、座長の内田先生も国立ハンセン病資料館の館長として同席されていたのではないかと思います。先日、国立ハンセン病資料館で家族の方たちとの懇談会を実施したと伺っています。家族の人たちは療養所の入所者や退所された方たちとは異なって、お一人お一人が孤立されて暮らされている。熊本県にはせっかくりんどう相談支援センターがあるので国立ハンセン病資料館で実施したような試みを、例えば1か月に1回、自由に来て自由に話をする。そういう機会にはできないものではないでしょうか。全国でも、例えば、ハンセン病市民学会のメンバーが、動けない家族の人たちにも、お互いの経験を共有しあうような場づくりをしているらどうかと思っております。取り敢えず大阪府と沖縄県、りんどう相談支援センターがある熊本県にもそうした場ができる基盤があると思うのです。家族にも話せない、人に話せない、自分の家族にさえ話せない重いものを持っているらっしゃるから、そういう重い

ものを持っていらっしゃる方同士だったら分かる「1か月に1回でも、家族の人たちが自由に話し合える場所がありますよ。」という場所づくりが、申請もできない孤立した家族の方たちにとって必要なのではないのでしょうか。このことを一番強く考えられているのは内田委員長ですから、私の話を補って頂けないのでしょうか。

(内田委員長)

今、遠藤先生がおっしゃったように、家族の方に、「補償金を申請するということについて、どうですか。」ということで尋ねると、「リスクがあつたりするのでしません。」と圧倒的に答えられます。どんどん申請する方の数が減っていつているというのが、現状だろうと思います。技術的な支援は部分的にあるのですが、申請することに伴うリスクについての支援というのはいないのです。いろんな問題を抱えていらっしゃるので申請しない。「それらの問題を解決しないと申請できない。」と言われる。そうすると、申請していただくためには、いろんな問題の解決をアシストするような体制を整える必要があるのです。いわゆる自助グループです。今、弁護団ぐらいですけれども、弁護団が全部掴んでいるわけではなくて、ごくごく一部の家族原告の方にしか弁護団が就かない。ほとんどの方が泣き寝入りです。心の中では、「これは勝訴じゃなくて敗訴だよね。こういう思いで、結局何も変わらなかったよね。」こういう状況の中で暮らしていらっしゃることが多いのです。

それをどうするのかというのは、相談窓口の役割です。相談窓口は狭くするのではなくて、いろいろ抱えていらっしゃる問題を話していただけるような、そういうところにしていく必要がある。全国の都道府県でハンセン病に特化した窓口を作っていらっしゃるのは、熊本県と大阪府と沖縄県だけなのです。沖縄については当事者の方が、「全然信用しないから一切使わない。」とおっしゃっていました。そういう状況です。大阪府の場合は、生活相談だけなので、人権相談、差別問題については、一切相談に行けないという状況です。そういう意味で、この相談窓口を活性化するためにはどうするかということ当事者の方と話をすると、「相談窓口に行く以前に、いろんなことを言える場所、相談できる場所が欲しい。今、我々は誰も付き合わずに孤立無援の中で生きている。話さえもできていない環境だ。そういう我々に相談窓口まで行ってください。それはあまりにも、一挙に富士山とか、ヒマラヤに登れと言っているようなものだから、まず隣の山に登れるような体制を作ってくれ。」というのが当事者の声です。それをどうするのかというのが課題だと思っています。「居場所づくりというのか、気楽に行って、安心してなんでも話せる。そういう場をまず作ってくれ。」ということをおっしゃっていました。その辺が課題かなと思います。

1点、質問をさせていただきたいのですが、人権同和教育課でご紹介いただいた参加者の感想です。これをどういうふうにお感じになっていますか。「すごい被害を受けた。この被害を子どもたちに伝えていきたい。」という感想ですよね。

(柳田委員)

最初の小学校教諭の先生の感想でしょうか。

(内田委員長)

資料2の下の参加者の感想からのところで、枠囲みの下2つのところです。「自分が無知だったかを思い知らされました。患者の方々の悲痛な叫びが聞こえるようでした。差別を受けた人々の気持ちがどんなものか、子供たちに伝えていきたいと思います。」こういう小学校の先生の感想です。そのことをどう受け止めていらっしゃいますか。

(柳田委員)

差別を受けた人々の気持ちについて、しっかり子どもたちに伝えて、差別された人の気持ちになる。この先生には、自分もほかの人のことを大切にしていけるということができる児童・生徒を育ててほしいと考えております。

(内田委員長)

国立ハンセン病資料館の参観者の方について、詳細なアンケート調査をするようにと指示をして、小学生、中学生、高校生、専門学校生、大学生の場合は学部の一部、社会人の場合は、職種別にアンケートを取るようにしています。参観者には先生の方も当然いらっしゃいます。先の小学校の先生と同じアンケート結果を書き添った先生もいらっしゃいます。これでは啓発として不十分ではないかと、学芸員の方に注意していることなのです。つまり、当事者の方を被害者だけで捉えるということでもいいのか。それでは当事者の人が、その中でどんなふうにご自分たちの生活を営まれたかが、なかなか見えてこない。生活改善などのために、こういったことをされたのかということはどうして子どもたちに伝えられないのか、そういうことを先生が子どもたちに伝えるということは、必要じゃないですか、先生はこういう感想を書かれているというのはその先生にそういうこと教えなかったからじゃないですか、ということ学芸員の方に言うのですが、そこはどうお考えですか。

(柳田委員)

まず、ハンセン病入所者、元患者の方々のこれまでのいろんな経験、そういったものを子どもたちが知ることは大事だと思います。ただ、過去の辛い歴史だけを知ることだけに終わらないで、そこから学校、学級生活、クラスの中の友だちのことをしっかり考えようというように、子どもたちには先生から指導をしている。そういうところで今、いろいろ指導をしているところです。

(内田委員長)

繰り返しで恐縮ですけれども、入所者の方で自治会を作られて、様々な生活改善闘争されたり、らい予防法闘争をされたり、訴訟を提訴される。今もいろんな取組みをいらっしゃいます。そういうところを子どもたちに伝えるというのが、先生方のひとつの大きな役割ではないのかということです。そうすることによって子どもたちが、人権問題を受け身ではなくて、主体として、担い手としてやっというメッセージになるのではないかと。そういうことをいつも資料館の学芸員の方にいつも言っているのです。

下手をすると、気の毒な人に終わりかねない。気の毒な人というのは、逆に言えば、偏見、差別を助長することにつながりかねないと思うのです。御存じのように、福岡の公立小学校事件というのが起こっているわけです。今なお、「かわいそう」というのが非

常に根強いのだらうと思います。

もう1点ですが、これは後でまた施策検討会のご紹介で触れさせていただくことがあるかもしれません。現在、ハンセン病問題についての人々の分布状況を見ると、例えば自分事で、自分の問題として、あるいはその入所者の方、当事者の方を家族みたいな想いで問題を考えて取組みをしてきたという人が5%弱と言われているところです。60%は全然無関心で、興味もないし、学ぶ気もない。35%弱の人が、根強く差別や偏見を持っている。例えば「一緒にお風呂入れますか。」と聞けば、「いやです。」「一緒にホテルに泊まれますか」と聞けば「いやです。」「就職一緒はいやです。」「職場で一緒はいやです。」こう言う回答は、まだ強い。

従来の学校で、いろいろと非常に努力していただいているのですけれども、先ほどご報告いただいたことは、5%を念頭に置いてやっているのではないかという気がするのです。入所されている方と接して、入所者の方の想いを自分の想いにしましょう。それで、実感しましょう。5%作りをするのは極めて重要だし、高く評価できることだと思うのですが、5%で差別がなくなるかと言ったら決してなくならない。問題は、60%をどうするかということです。60%については、残念ながら、国レベルでは、手つかずなのではないかなという気がします。熊本県では頑張っていただいているのですけれども、都道府県レベルでは、全国としては60%に全く手つかずじゃないのか。そうすると結局、5%作りに終わっている。60%が手つかずなので、結局、差別や偏見がずっと残っている。むしろ逆に増えていくみたいな状況です。

家族訴訟判決があって、時間が経過するごとに熱気が冷めていっているというのが、国の実感だったとおっしゃるのですね。つまり、ハンセン病問題について、自分事として、問題に取り組もうという人がどんどん減っていっている。熱気が冷めていっている。この冷めていきつつある熱気をどうするかというのは、一番の課題ではないのかというのが、国が言っていることなのです。それは都道府県レベルでも同じ話のような気がするのです。

その解決のひとつの道は、他のいろんなマイノリティーの問題と連携していくことではないかと思います。部落差別と連携していく、障がい者差別と連携、ジェンダー問題と連携、あるいは外国人の人権と連携していく。ハンセン病問題と例えば障がい者問題と、こういうふうに結びついているという形で、障がい者の方々が、ハンセン病の問題を自分事にしていただく。ジェンダーの方々が、ジェンダー問題をとおしてハンセン病問題を自分事にしていただく。こういうブリッジをかけていくことによって広がっていく。広がっていくことができる。そうすると、ハンセン病問題と障がい者問題は、どこに共通性があるか、どこに独自性があるか。こういう整理というのをした形で子ども達に語っていく。啓発、教育をしていくことが必要です。この整理というのは、これまで私どもの責任でもあるのですけれども、十分にできてこなかったのではないかという気がします。例えば入所者の方の男性の入所者と女性の入所者が、療養所で送られていた生活がちょっと違って、家族との捉え方も少し違ってきている。そのことは少し研究が出てきているところだと思うのです。そういったことを広げていくことによって、当事者の方たちは後遺症で障がいを受けている。その障がいに対して、義足をつけたりしながら、生活をするためにいろんな取組みをされている。そういう点は障がい者の方の、やり方が共通するところですよ。そういったところをもう少し広げていくことによって熱気というか、ハンセン病問題が60%の中に入っていけるのではないかなというようなことを言われています。その辺につ

いても、少しお考えいただければいいかなと思います。

(柳田委員)

先ほど、内田委員長からもお話がありました、これまでの児童生徒に対する人権学習については、過去の歴史、事実、被害者に関する事など、知識偏重の指導に終わっていたという傾向は確かにあります。

私ども県教育委員会では、昨年度もパンフレットを作りまして、人権学習の指導方法等の工夫・改善を目指しまして、いろんな人権問題、偏見、差別というのは、実は被害者の中にあるのではなくて、私たちの心の中の偏見意識や差別意識が差別を生んでいる。そういう視点に立って、いろいろな人権問題、人権学習を進めてくださいということを、各研修会を通じて行っているところでございます。

(小夏委員)

今、先生方がおっしゃったように、私どもの課題も先ほどおっしゃった、要するに無関心層が、約60%です。例えば、県民アンケートも差別に関してございますが、「分からない」と答えるような方の割合が少しずつ上がってきております。この方たちにどういうふうに届けていくか。先生がおっしゃったように私どももいろんな事業を考えて展開しているのですが、本当におっしゃったように自分事として受け止められている一部の皆様、意識が高い、そういう方々が参加してくださる。それを待っていると言いますか、無関心層の方に入り込んでいくという部分が、正直、できておりません。その点は、私どもも悩みでございまして、先生方のご意見もいただきながら、どういふふうにもっていけばいいのかというのをうちだけではなくて、県で言いますと、人権同和政策課等もございまして、また教育の方とも今後も具体的に話をしながら進めていければと思っております。

(内田委員長)

何度もお話をしていますが、福岡県教育委員会の人権教育の見直しの検討の場にタッチしているのですけれども、非常に大きな問題になっているのは、人権問題に深い理解をされている先生方が退職をされて、若い先生が増えている。そういう若い先生方に、人権問題について教育をしていただく、ハンセン病を含めてですけれども、授業をしていただく。これまで大学でも人権についてしてこなかった先生方に、人権を担当していただくことになると、「金メダルを取るような選手を育ててくださいね。」ということになると、腰が引けて、「私はできません。」というようなことになると、これまであまり人権にタッチしてこなかった先生方にも、人権の授業をしていただくというようなことにしていけないと、60%の方が出てこないだろうと思います。

「非常に素晴らしい高い授業をしてください。」と言っても腰が引けて、「やっぱり、できません。」となってしまう。これまであまりしてこなかった先生方にハンセン病のことを授業にさせていただくためにどうしたらいいのか。そういうことをいつも検討しているのです。そうすると、先生方をサポートする体制を作っていかなければいけないのではないかと。「こういう授業モデルがありましたので、それを少し参考にしたらどうでしょうか。」「こういう形で当事者の声を入れるのはどうでしょうか。」そういうサポート体制を作らないと、なかなか一般の先生方に授業をしていただくことは難しいのではないかとこの議

論をしているところです。参考になるかは分かりませんが。

(遠藤委員)

もう少し素朴な話をさせていただきます。人権同和教育課と人権同和政策課の今日のご説明をお伺いして、ものすごく取組みが充実しているのは、拝見しました。

内田先生が例に出された参加者の感想です。先生方の感想の中でやっぱり無知だったという話を書いて下さると、これまで一生懸命になり、人権同和教育課やいろんな課がこれだけの努力をしても、まだ無知だという人が教師として出てくると思ったのです。場合によっては、これが水俣病問題は、県としては、小・中学生は必ず水俣に行きますよね。だけど、ハンセン病療養所には水俣病問題ほど全員が来ると仕組みにはなっていませんよね。これは、取組みとして今後、全員の参加にできないのか。

先ほどの合志市立合志楓の森小学校の取組みを拝見したビデオは、素晴らしかったですけれども、これは、人権同和教育課としては、楓の森小学校だけでなく中学校も含めてのハンセン病教育、人権教育のモデル校としての位置付けとしてできるのではないかと。さらにモデル校を増やしていけるだろうということをお伺いしたかったのですが。

少し余談になるかもしれませんが、国立ハンセン病資料館に小学生、中学生、高校生、大学生までが来館して感想を述べるというのですが、それぞれの感想に相違があるというのです。小さい子の方が素直に聞く。私がお聞きした話では、博物館学の先生が、指導している大学の講座の一環として学生を連れていったら、「こんなによくハンセン病の被害を受けた人たちが、国からサポートされていて恵まれているのではないかと。」という感想を大学生が書いたのが驚いたと伺ったことがあります。上の学年に行けばいくほど、素直に学ぶものが希薄になってしまっていることに。危惧を覚えたというお話でした。子どもたちがこういうモデル校を通して小学校、中学校、次は高校へと学んで人権問題を考えて、成長されていくような仕組みがあればこうした感想を述べる大学生にはならないのではないかと考えた次第です。

ハンセン病問題を水俣病問題と同じように、教育の中で位置づけられるのか。モデル校作りというのは、どこまでされていく方針なのかお伺いしてもよろしいでしょうか。

(柳田委員)

合志市立合志楓の森小学校と合志楓の森中学校をハンセン病に関してのモデル校として考えるかというご質問ですけれども、モデル校としての位置付けは今のところは、県教育委員会としてはありません。当然、合志楓の森小学校と合志楓の森中学校、そして合志市教育委員会ともしっかり相談をしなければいけませんので。ただ、菊池恵楓園さんとの交流活動も開校以来、しっかり熱心に取り組んでいらっしゃいます。ハンセン病問題、ハンセン病学習に関してしっかり取組みをされている学校という認識で今回、「人権子ども集会」のビデオを作成したところでございます。

合志市立合志楓の森小学校と合志楓の森中学校の取組みを県内の各学校の子どもたちが見て、そして合志楓の森小学校と合志楓の森中学校、また歴史資料館、菊池恵楓園に行ってみようという学習のきっかけにもなるかなということも考えたところでございます。

モデル校として、位置づけることの一つのデメリットとして、そこばかりに、その学校の取組みだけに集中してしまう。自分の学校はどうか、できているか。県内全ての学校で

ハンセン病に関する学習が充実できるように、私どもは進めていきたいと考えているところでございます。

また、遠藤委員から質問がありました、水俣病に関する学習と同じようなことを、このハンセン病問題に関してもできないかということでした。令和4年度のこの委員会の場でもお答えをしましたが、県内の全ての小学校5年生が、「水俣病に学ぶ肥後っ子教室」ということで、水俣市の歴史資料館等を訪問しております。事業化については、ちょっと予算等もいろいろありますので、難しいお答えで、令和4年度に回答させていただいたところです。昨年度、遠藤委員からのお話もありましたが、令和4年度に、県内の全市町村を回りました際に、「歴史資料館も開館しましたので、是非学校行事、PTA活動等で歴史資料館、菊池恵楓園への子どもたちの訪問活動について、検討をお願いします。」ということは、県内全市町村をお願いをしたところでございます。

(紫藤委員)

先ほど内田先生のおっしゃった共通性と独自性ということを考えると、りんどう相談支援センターの活動でもそこら辺からちょっと見えてくるものがあるかなというのを思いながら、頭を巡らせていました。なかなか特化したものになってしまっていて、それを伝えていくということではなくて、様々な人権問題の中から、まだ学問としては不十分かもしれないけれども、例えば子どもたちが聞いて、共通性というか同じものではないかと感じたりするようなどころから学ぶというのも大きいのかなと思っています。

そう思うと、今まで日本の教育の中でそれができてない中で我々も大人になっている。そこをこれからの子どもたちに共通性、独自性というのを考えられるような、いろんな情報の提供の仕方が大切である。先ほどの楓の森小学校でいいなと思ったのは、やっぱり、子どもたちが自分で考えて、自分の言葉にするというところは、とても大事なかなと思ったところです。そこのいろんなものの横のつながりをどう作っていくかということ、我々考えるべきではないかなと思って聞かせていただきました。

(内田委員長)

多くの方々に、ハンセン病問題を自分事にしていただくためには、インプットだけではなくて、アウトプットの問題を分析しないといけないと思います。受け手の方の持っている問題と線をつないだときに自分事になっていくのだろうと思うのです。従来は、「どういうインプットをしましょうか。いいインプットをしましょうね。もっと豊かなインプットをしましょうね。」というところにウェイトが置かれていて、アウトプットの分析は、なかったのではないかと思います。

例えば、子どもたちのいじめ問題とハンセン病問題をつなげる。菊池恵楓園もやっていらっしゃるかもしれませんが、自治会がやっている。中学生の場合はこういう問題でつなぐ、専門学校の場合はこうつなげましょう、大学の医学部の方にはこうつなげましょう。教員の方にはこうつなげましょう、会社員の方にはこうつなげましょう。公務員の方にはこうつなげましょうというアウトプットのところで、もっともっと焦点をあてればつながっていくのだと思うのです。そこが、今回の課題かなと思います。そうすることによって、ハンセン病問題を自分事にしていただく、広げていくというのが、大きいのではないのかという気がしています。

そのアウトプットを考えるうえでも、今日のご紹介いただいたアンケートを取るとするのは、ものすごく大事だと思います。例えば、お話をしたことを聞かれた方が、それをどういうふうに思ったのか。そのアンケートを詳しく取っていただいて、それを分析して線がつながった、つながらなかった、つながらなかったら、どうしてつながらなかったかということ进行分析することによって、その制度につなげていくことで、広がっていくのではないかなという気がします。

(柳田委員)

委員長からアウトプットをして、初めて自分事になるというお話をいただきました。先ほどご紹介しました合志市立合志楓の森小学校、合志楓の森中学校の映像作品を県内の子どもたちが見ました。これはもう過去2年間やっているのですが、それぞれの子どもたちがビデオを見て感想を書きます。その感想を体験・活動報告をしていただきました学校に送るようにしています。今回、合志市立合志楓の森小学校・中学校のビデオを見た県内の児童・生徒も感想を書きまして、それを合志楓の森小学校・中学校に送ったり、あるいは、県教育委員会宛てにも送っていただきます。そういうような形も本年度もとりたいと考えています。

先ほど遠藤委員から、参加者の感想で「自分がどれだけ無知だったかを思い知らされました。」というようなことを言われました。これは、私が考えるに、この先生の謙遜の表現もあるのかなと思います。県内全ての学校でハンセン病問題をめぐる人権問題に関しては学習等も行っていますので、少し遠慮をされてこのような書き方をされているのではないかと考えます。

(遠藤委員)

今日は皆さんのお話がひとつの方向にうまく進んでいると思うのですが、内田先生の問題提起にあったことですが、「かわいそうな人たちのことが分かった。」という感想に止まっていたら他人事になってしまう。これを自分事にするためには、かわいそうな人たちが分かったではなくて、どうしたら自分の問題になるのか。やっぱり自分の人生観、人に対する思いやり、人権というのが侵害されてはいけない。こういう個人の中に自分を育てる。かわいそうな人たちではなくて、それが自分の課題なのだ、自分がそこで成長するのだということをしつかりと考えていく必要があるのだらうと思います。

例えば、入管法があんな形で外国人の人権がさらに損なわれる内容に改正が行われてしまうと、日本人対外国人、外国人は何か日本で危ないことをするのではないかという思いを多くの日本人がどこかで共有してしまう。日本人と同様に外国人にも人権があるという視点があれば共有されていけば通りそうもない法改正が大きな反対もなく成立してしまう。それを許したのは、人権課題が目の前に見えても、内田先生が言われるように、外国人の人権を認めない人たちではなく60%の無関心な人たちがそれを見過ごしてしまうからなのではないでしょうか。自分の関心として、それおかしきという発想、行動を起こすという人が少ないのです。その60%の人たちに人権思想が届かないとが、ハンセン病問題での偏見差別の解消にもつながらないと思うのです。

以前にも、申し上げたことがあるかと思いますが今は、ネット社会の中で人を傷つけるということに何の躊躇もなく行う人たちがいるという時代に入っている。だからこそ私た

ちは人権問題に、今まで以上に本気で取り組まないと、この社会はどういう社会になっていくのだろうかという危惧が私にはあります。そういう意味でハンセン病の問題も大きな人権問題の課題のひとつとして、ハンセン病問題だけではなくて、ハンセン病問題をそういう課題のひとつとして、取り組む視野というものを持っていることが大事なのではないかと思っています。

(内田委員長)

国で、「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」というのが作られました。この3月に提言書をまとめた報告書を出させていただきました。ご参考までにどういう内容かというのを少しご紹介して、ご質問等あれば頂戴したいと思います。

まず1つは、国は、ハンセン病に係る偏見差別を解消する責任があるという基本認識の共有をとということです。ハンセン病に係る偏見差別は、国の誤ったハンセン病強制隔離政策によって作出助長されたもので、現在も偏見差別が解消されずにあるということは、国等の担当セクションの方はよく理解していただいているところですが、例えば、厚労省全体で共有できているのか。霞が関全体で共有できているのか。国会議員の方々全てで共有できているのかという点必ずしもそうではないのではないかと。施策をするためには、厚労省全体で、あるいは、霞が関全体で、国会議員全体で認識をしていただくというのが基本になるのではないかと。「人権教育啓発推進法」という法律に基づいて、各省庁に人権教育啓発に関する基本計画というのを作成することが義務付けられています。例えばハンセン病問題について、私どもの省はこういうことをしています。こういうことが書かれているのですけども、まだまだ不十分で、具体性にも乏しいところがあるので、それを改訂する。そして実施プログラムを各省で作っていくというような形で、体系的に統合的にやっていただきたい。これが、提言の1つ目です。

2つ目は、ハンセン病に係る偏見差別を解消するために、国をあげての取り組みをしていただきたいということです。全体として、省庁あげて取り組むということを考えた場合、これまでは、厚生労働省が単独でやる、法務省が単独でやる、文部科学省が単独でやる、こういうことで、啓発でもお互いが連携をしてやるということになっていなかった。だから、厚労省のやっていることが文科省の施策に反映される、法務省の施策に反映されるという循環ということがなされてこなかった。縦割りになっていたということで、これを解消していただきたい。各省庁が連携して、国として統一性のある継続的な施策の実施体制を作っていただきたい。これが2つ目の大きな柱です。

例えば、ハンセン病に係る差別ないし差別被害の全国的な実態調査は国では実施されていない。差別や偏見の具体例については、十分な認識ができていない。そうするとそれを教育啓発の中で反映させることができない。相談のところでもそれを活かすことができない。こういう部分があったので、きちんと循環をして、全体として施策が実効性あるものにしていただきたいということです。

このハンセン病に係る偏見差別の全国的な実態調査を踏まえた取り組みをとということが3番目です。まず、民間の調査では部分的なものしかない。そこで、国の方で、しっかりと全国的な調査をして、偏見差別の実態を明らかにしたうえで、それを施策に反映していただきたいということです。

この提言を踏まえて、早速国は予算を取って、この調査を実施しようということで検討

会を作ったようです。当初は1年計画でしたけれども、2年計画という形にする。1年目は、インターネットで調査をして、2年目は、書面で調査をするということになっていきます。ここでの課題としては、ハンセン病に係る偏見差別と他の例えば部落差別、障がい者差別との異同の問題です。どこが共通して、どこがハンセン病に特有の差別偏見か。この辺のことを解明して、それを具体的な施策に活かしていくことが課題になるのではないかと。量的な分析だけではなくて、ハンセン病に特有の差別偏見というのが、いったいどこなのかを質的に明らかにするということです。例えば、結婚差別というのは、部落差別にはありますし、障がい者差別、ハンセン病差別もありますけれども、それは、特有のものなのか、それとも共通のものなのか。そういうことをきちんと押さえるということが必要になってくるのではないのでしょうか。

次は、4番目です。人々の行動変容ないし意識変容に結び付く人権教育啓発をとということです。文科省自体が盛んに言っていることです。これまでの人権教育は、ややもすれば、知識に偏っていた。行動変容に結び付いていなかった。意識変容には結び付いていなかった。行動変容、意識変容に結び付けるようなことでないと、その人権教育啓発は実効性に欠ける。これからは実効性のある人権教育啓発が求められる。こういうことで、ハンセン病についても、そういう実効性の高い施策授業というのを掘り下げて実行していただきたいということです。

先ほども申し上げましたように、一般の先生方が、授業でやっていただけるようなものにしていくというのも人権教育の課題だと言われております。これまでのハンセン病問題の授業というのは、非常に素晴らしい授業をされる方もいらっしゃるのですが、ごくごく一部です。全国的に見たら何人しかいらっしゃらない。他の方は全然付いていけないということがありました。多くの先生方にやっていただけるようなものにしていただきたい。どうすればそうなるかを考えていただきたい、これが4番目の提言です。

次は5番目です。ハンセン病の病歴者・家族の方が安心して相談できる窓口の拡大などを図り、被害救済、名誉回復に努めるということです。法務省の方に聞き取りをさせていただくと、法務省が全国各地に作っていらっしゃる人権相談窓口、ハンセン病問題に関わって、当事者の方が訪れられたのが、年間に0件か1件です。いまだに、すごい偏見差別の被害を受けて、誰にも語れない状況に置かれていらっしゃるのですけれども、法務局の窓口にはほとんど行かれない。専ら自治体等が作っておられる生活相談に行かれる。それも行かれる方はごく一部です。そこで生活相談窓口と人権相談窓口との間で連携をしていただきたい。また相談窓口にまでたどりつけない方が多いので、たどりつけるような中間点にあたる居場所というのも作っていただきたいということです。

もうひとつは、相談にあたって、人権侵害、差別というものの理解をもう少し深めていただきたいということです。従来はややもすれば、裁判所の理解を前提にして、名誉棄損、プライバシー侵害というものがなければ、人権侵害というようにはなかなか捉えなかった傾向がある。多くの家族の方の被害をお聞きすると、「誰にも話せなくて、きちんとした社会生活ができない。誰とも関係を持ってない」という訴えが多いです。このこと自体を被害として理解してほしい。このような理解の基に相談窓口で対応してほしい。こういう要望が強いです。そういう要望に対応できるような相談窓口にしてくださいというのが5番目の提言です。

6番目は、人権教育啓発活動にハンセン病の病歴者・家族の「語り」を導入し、教育

行政の中に組み込んでいただきたいということです。これは熊本県では、ずっとやってくださっていただいていることですが、なかなかできていない都道府県がたくさんあります。ただし、やるにあたっては、サポート体制をとっていただきたい。全然、サポートがなくて、「やってくださいよ。」とだけ言うと、語ると子どもたちが差別、偏見を受けるのではないか。そういうことで、非常に怯えて、語れない状態に追いやられている当事者の方は少なくありません。そういう方に、「語れ。語れ。」と言うのは、一種の人権侵害になる可能性がある。当事者の方は、「語れ、語れと言われるのだけれども、語れない気持ちも分かってくださいよ。」とよくおっしゃるのです。当事者の語りというのは、非常に重要である。それを施策の中に繰り込んでいただくことが必要になる。しかし、繰り込むにあたっては、語るためのサポート体制、自助努力だけで語るのではなくて、きちんとした、公助、共助という体制を作っていただきたい。これが、6番目の提言です。

7番目は、地方公共団体の取組みの拡充です。熊本県は、全国でもトップを走っていて、素晴らしい取組みをしていただいていますし、各機関とも連携をせっせとやっています。しかし、ほとんどの都道府県ではできていないところが多いのです。そういうところに住んでいらっしゃる方たちというのは、非常にお困りになっている。全ての方は、熊本県に移って生活できるわけではないものですから、そういう意味でいろんな都道府県が取り組んでいただけるように体制を作してほしい。熊本県等をモデルにしてほしいというのが、7番目の提言です。

8番目がPDC Aサイクルです。ハンセン病施策にはPDC Aサイクルが入っていませんでしたということです。やりっぱなしになって、自分たちがやったことが、どんな啓発効果が上がっているのか、どういった教育効果が上がっているのか、どんな相談効果が上がっているのか、そういうことをきちんと踏まえてやっていく。熊本県では、こういう委員会を作っていただいて、PDC Aサイクルを入れていただいてやっていただいているのですが、霞が関には入っていません。ほかの自治体には入っていません。そういうことで、それを是非やっていただきたいというのが、8番目の提言です。

9番目は、連携するためには、センター的なものを作っていただきたいという声があったものですから、それを提言の中に入れていただきたということです。組織を作ること自体が目的ではなくて、実際にいろんなセクションが連携をしていただくということがポイントです。連携は、国以上に地方自治体、当事者の方の生活拠点での連携がより重要となってきます。国より以上に都道府県レベルで連携をお願いしたい。熊本モデルというのを全国に広げていただきたい。これが9番目の提言です。

そういったことが、施策検討会の概要になります。ご意見、ご質問等あればお伺いしようと思います。

(遠藤委員)

今のお話は、今日の会議にもつながっているところがあって、全体として見えてきたところがあると思います。私は熊本県が行っているこのハンセン病問題啓発推進委員会が毎年行っている検証は、他の都道府県にはない素晴らしいPDC Aサイクルだと思います。今まで厳しい話ばかりしていると思われるかもしれませんが、例えば、りんどう相談支援センターがあげられている南小国町役場の職員研修会の依頼も、単にこれは、異動された手嶋課長補佐が紙芝居を作って植田主事もサポートされ(南小国町)で精力的に一生懸命

やられたことが、南小国町というところに根付いた結果ではないかと思うのです。そこで種が蒔かれた結果がりんどう相談支援センターに繋がって、新しい次の芽としてりんどう相談支援センターがそれを受ける。あるいは、教育方面の活動についても、小野先生が講師になられて、だんだん垣根を越えて、お互いの活動が結び付いて、それぞれの人材が使えるようになってきている。これもハンセン病問題に関わる皆さんがこういう検証作業を地道にやってきて、それが各部署の垣根を越えて情報共有が根付いてきたことの成果ではないかという思いを強く持ちました。

南小国町で、宿泊拒否事件の話をしたというのがあれば、宿泊拒否事件については、私も「無らい県運動検証会議」で聞き取りをさせて頂きましたし、内田先生も裁判等にも関わってきましたが、まだまだお話できる方がたくさんいらっしゃると思います。そこだけで終わってしまうのではなくて、もっとこういう人がいないかという形で広がる。点が線になっていくという、何かそういう取組みができつつあるのではないかなという意味では、熊本県は熊本モデルとして他の地方公共団体の参考になる先進事例になり得るのではないかと個人的には期待しています。

(内田委員長)

ありがとうございます。ほかに意見があれば、頂戴できればと思います。

(遠藤委員)

南小国町の事例は、西さんからもう少し詳しくご紹介いただけないでしょうか。

(事務局 (りんどう相談支援センター))

去年、手嶋さんの実績もかなりあると思うのですがけれども、全市町村の役場と社協、教育事務所を全部回らせていただいて、「そこで、こういうことができますよ。」という、その種を蒔いたということ、ひとつかなと思うのです。その中で、手嶋さんもおっしゃっていたように、どう伝えるかというのは、先ほど内田先生のお話も聞かせていただきました。ボランティア、福祉教育も、別のところでやっているのですがけれども、福祉教育の中で貧困的福祉化の再生産。「この人かわいそうだから何とかしてあげてないのではなく、そこで終わらせてはいけないよね。」という話をしているのです。まさしくそういう啓発の中で、ほかのところでも、必ずそういう話をさせていただくようにはしています。

もうひとつは、ちょっと余談になりますけれども、啓発をする中で何かこう感じているというのは、内田先生が、先ほど5%と60%、35%と言われましたけれども、35%の人というのは、ある意味ハンセン病に関心を持たれている人なのです。それで悪い反応をしている人なのでしょうけれども。でもその中には、いろいろお話聞いていると、「もう本当にうつらないのは分かっているし、自分があどきに差別したことを悪いと思っている。でも、握手してと言ったら、できるのか。」言い方は悪いのですが、こういう定義があるのです。差別加害被害者と言いますか、国の政策によって、加害者となってしまった。そういう被害者でもあるという視点も、何か啓発活動のひとつのポイントかなと考えて、そういうところをこの啓発の中でいかせていけたらなと思っています。そのきっかけが、「福田村事件」という映画を見させていただいて、そこからいろいろ考えて啓発の準備をしているところです。ちょっとお答えにならなかったかもしれないです。

(内田委員長)

今のご指摘をいただいた点ですが、35%の人たちは、「正しい理解」というのは一応持っているのです。「正しい理解を持っているから、差別はいいよね。」というか、差別が許されると思っている。そういう意味では、「正しい理解」だけでは差別をなくせない。「正しい知識」というのをもっと掘り下げなくてはならないと思います。

ほかにございませんでしょうか。全般に関してでも結構ですので、ご発言いただければと思います。

(紫藤委員)

「今日のお話がひとつの方向性を向いて」ということで、遠藤先生がおっしゃったのですけれども、私の中で、りんどう相談支援センターってどういう役割を持って、どういうことをしていったらいいのか。年数を経てきて考えている部分もあります。今日いろいろ考えている中で、りんどう相談支援センターが、人権に対してきちんと相談ができたり、語る事ができる場所になることが役割なのかなと、それを実践できるようになればいいなと感じているところです。

(境委員)

無関心な6割の方にどうやったら興味を持ってもらえるかというのが、ちょっと私の中でやっぱりあります。展示会をやっても、恐らく見に来て人たちというのは、5%の人たちの方が多いのではないかと思います。展示場所については、今まで図書館、ロビー等なのですけれども、例えばこれって下通りの真ん中にドーンと置くとかできないのでしょうか。ハンセン病だけじゃなくていいと思います。例えば、SDGs、女性問題等そういうのも絡めて、何枚かのパネルの中にハンセン病も入って、詳しく知りたい人は資料館にもどうぞ等、何でもいいと思うのだけれども、何か無作為の人たちにも見てもらえるようにしてもらおうと、ちょっと興味を持つ人が増えるのではないかな。もしよかったらご検討いただければと思います。

(小夏委員)

ありがとうございます。今後のパネル展、絵画展含め、大多数の方が目にされるような場所で、できることも含めて検討させていただきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

(遠藤委員)

このりんどう相談支援センターの今度の企画の中に、恵楓園の詩・短歌の活動を取り上げてくださったのは、菊池恵楓園の歴史の中で、詩・短歌の活動を取り上げて頂きたいと願っていた私としては大変有り難いです。こういう形で具体化していただいたのでとても嬉しく拝見しました。これはどういう形で実現したのかを教えてくださいませんか。

(事務局(健康づくり推進課))

今回、一般向けの啓発ということで、まず黄先生の講演会、補償金の関係で1年を前に

ということで、講演会を企画させていただきました。加えて、是非もう少し広く学生さんにも関心を持っていただきたいというところで、企画を考えた際に昨年度のこの委員会でも委員からご意見をいただいて、恵楓園の入所者の方の詩・短歌を活用させていただく場を作れないかということで、教育庁の高校教育課にご協力をいただいて、今回、熊本高校さんとの連携というのが実現したという形になります。

(内田委員長)

ありがとうございました。ほかにご意見はよろしいでしょうか。

(大濱委員)

今回は、当局から資料を提出していないのですが、当局と連携している人権擁護委員には、協議会などの組織があります。その中でハンセン病問題について、日々企画を出しながら活動しているものですから、本会が年度末にもう一度あるということなので、その機会にまとめて活動結果等のお話をさせていただきたいと思います。

先ほど境委員から「下通りでパネル展ができないか。」というお話がありましたが、毎年6月1日は、人権擁護委員の日となっております。その日に人権の擁護委員の周知、広報をメインに啓発活動を行っており、本年度は下通りで実施いたしました。その際に、ハンセン病問題のパネル展も一緒にやらせていただきました。下通りというところで、多くの方が往来しておられるということを想定して行ったのですが、やはり様々な方々がちょっと足を止めて見られるということがありました。今後そういった観点も考慮して啓発活動を進めていきたいと考えております。

(内田委員長)

ありがとうございました。ほかにご意見はよろしいでしょうか。

特にないようですので、活発なご意見をいただきありがとうございました。

(事務局)

内田委員長におかれましては、議事の進行ありがとうございました。また、各委員の皆様におかれましては、長時間のご議論、貴重なご意見を賜りまして本当にありがとうございました。

次回の委員会は3月頃を予定いたしております。詳しい日程は、後日調整させていただきますので、何卒よろしく願いいたします。

それでは、以上で「第17回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会」を終了いたします。本日は本当にありがとうございました。